

保育所等への入所手続きのしおり

1 利用について

保育所等は保護者が勤務や病気などの理由で、保育を必要とする就学前児童を家庭で保育できない場合、その必要量に応じて、保護者に代わって保育を行う施設です。利用するには保育を必要とする理由が必要になります。

保育所等の入所にあたっては、入所選考を行い、保育の利用が必要な程度が高い就学前児童から入所を決定します。

2 保育を必要とする理由について

保育所等の申請をすることができるのは、各保護者が下表の「保育を必要とする理由」の①～⑩のいずれかに該当する場合です。

保育を必要とする理由	保護者の状況	入所できる期間
① 就労	月60時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む）	就労が継続している間（育児休業中は除く）
② 妊娠・出産	児童の母親が妊娠中又は産後間も無い状態	出産予定日2か月前の月初から産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末まで
③ 疾病・障害	疾病や障がいにより家庭での保育が困難な状態	疾病等が回復するまで（診断書による。）
④ 介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）が介護・看護を常時必要としている状態	介護・看護の必要がなくなるまで（診断書による）
⑤ 災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が終了するまで
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動等に専念している場合	求職活動を理由に入所後累計90日を経過する日が属する月の末まで
⑦ 就学・職業訓練	保護者が大学等に在籍している場合や職業能力訓練を受けている場合	在学・訓練期間の終了日が属する月の末まで
⑧ 児童虐待・DV	児童虐待・DVにより家庭での保育が困難な場合	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	育児休業をする際に、すでに保育所などに入所している児童がいて継続利用が必要な場合 ※新規入所・転園は出来ません	必要と認められる期間（就労証明書等による）
⑩ その他	上記に類する状態として市が認める場合	必要と認められる期間

【①就労について】

就労として認められるのは、次のいずれかとなります。（）内は就労証明書に記載の雇用形態です。

- 雇用契約を結び就労している（正社員、パート・アルバイト、派遣・契約・会計年度任用・非常勤・臨時）
- 自ら事業を営んでいる（自営業主）
- 自営業専従者又は同居の親族が営む事業に従事している（自営業専従者、家族従業員）
- その他（内職、業務委託など）

3 保育時間について

保育時間は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育理由が次の（１）又は（２）に該当する場合は、**保育短時間**での認定となります。

（１）保育を必要とする理由が「就労」であって次の要件どちらも該当する場合

要件① 保護者のどちらか又は両方の1月当たりの勤務時間が120時間未満

要件② 保護者のどちらか又は両方の1日当たりの勤務時間が午前9時から午後4時までの間

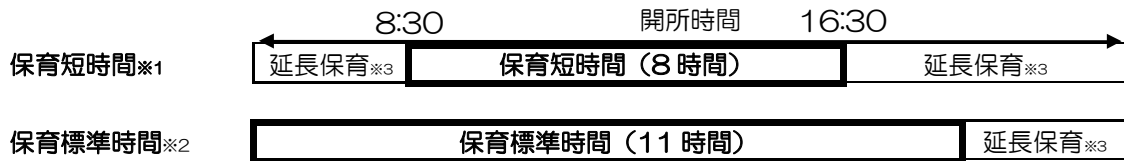
（２）保育を必要とする理由が「求職活動」、「育児休業」の場合

- ・育児休業中は基本的にご家庭で保育できることを鑑み、保育短時間の認定としています。
- ・求職活動中は常態的に保育を必要としないことを鑑み、保育短時間の認定としています。

※上記（１）に該当する場合であっても、通勤の都合等により標準時間で認定が必要な方はご相談ください。

※（２）については、市内保育施設における保育士不足の状況から、原則として一律の取扱いとしています。

【保育時間のイメージ】



※1 保育短時間は、原則として **8：30～16：30** となります。

（すずたこども園を就労以外の理由で利用の場合は8：00～16：00）

※2 保育標準時間は、施設により異なります。別紙「大村市 教育・保育施設一覧表」でご確認ください。

※3 延長保育を利用すると、保育料とは別に利用料が必要です。

【慣らし保育について】

入所後、お子様が保育施設での生活に慣れるまで、**最大2週間程度「慣らし保育」があります。**「慣らし保育」の期間中は、**保育時間の認定に関わらず早めのお迎えとなります**ので予めご了承ください。また、「慣らし保育」の期間や時間等については入所前に行われる保育施設との面談時にご確認ください。

なお、育児休業を終えて就労先に復帰する場合や新しく就労する場合、就労（復帰）日の2週間前の期間を入所希望日とすることが出来ます（例：5月15日に就労復帰する場合、5月1日を入所希望とすることが可能）。

☺

4 申請期間について

次の申請期間に大村市こどもセンターに書類をご提出ください。なお、施設については、別紙「大村市教育・保育施設一覧表」のとおりです。

入所希望日	申請期間（土・日・祝日を除く）	入所決定通知時期及び入所保留（落選）通知時期
令和7年4～12月中（※）	入所希望月の先々月6日～ 入所希望月の先月5日	入所希望月の前月中旬頃
令和8年1～3月中	令和7年11月6日（木）～ 令和7年12月5日（金）	令和7年12月中旬

（※）令和7年4月1日入所については令和6年度内に申請期間が終了しています。4月2日以降の入所希望の申請が対象です。

5 提出する書類について

申請に当たっては、次の（１）～（５）の書類が必要です。各書類の詳細は、別紙「**提出書類チェックシート**」をご確認ください。不足書類や記入漏れ（勤務先記入の書類なども含む）がある場合は、申請を受理できませんので、書類をご確認ください。

なお、書類提出後、申請内容に変更がある場合は、書類の再提出が必要です。再提出を怠った場合は、申請が無効となる場合がありますのでご注意ください。

- （１）施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼保育所等利用申込書）
- （２）マイナンバー記入用紙
- （３）保育の理由別関係書類
- （４）利用者負担額（保育料）関係書類
- （５）その他の書類

【個人番号の確認について】

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法 施行規則」の一部改正に伴い、申請書に記入する個人番号（マイナンバー）の本人確認のため、下記の書類の提示が必要です。郵送の場合は下記書類の写しを同封してください。

〈申請者の個人番号確認書類（いずれか１点）〉

個人番号カード（マイナンバーカード）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

〈申請者の身元確認書類〉

（１点で確認できる書類（**顔写真付の証明書**））

個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券（パスポート）など、官公署発行の写真付きの身分証明書 等

（２点で確認できる書類（**顔写真なしの証明書**））

健康保険証、年金手帳、住民票の写し、住民票記載事項証明書 等

6 入所選考結果の通知について

申請期間終了後、提出された申請書類を基に、選考により入所者を決定します。

なお、保育の利用が必要と認められるときでも、保育所の定員に余裕がない場合は入所できません。

入所選考の結果の通知については、以下の（１）、（２）のとおりです。

（１）入所決定について

入所選考の結果、入所決定した場合は、以下の①～③の書類を送付します。入所に際して必要ですので、大切に保管してください。

なお、入所が決定した場合は、原則として利用施設の変更はできません。

書類名	説明
①認定証（支給認定証）	保育所等における保育の必要性を認定する書類です。
② 入所決定通知書	入所できる保育所等と保育実施期間をお知らせする書類です。
③ 利用者負担額決定通知書	保育料の月額や副食費の徴収・減免についてお知らせする書類です。

（２）入所保留（落選）について

入所選考の結果、入所保留（落選）となった方には、申請後初めての選考に落選した場合に限り、入所保留（落選）通知を送付します。

入所保留通知は入所不可の証明にはなりません。証明が必要な場合は、こどもセンターへお問合せください。

また、入所保留になった後、申請の取り下げがない場合は翌月以降に実施する選考の対象となります。なお、希望先変更がない場合は、選考を実施する月における希望施設に空きが無い場合でも、そのまま選考を行います。

7 入所決定後の流れ（入所決定施設との面談）について

入所が決まったら、入所する保育施設と保護者の面談があります。（新規入所又は転園の児童のみ）

面談は、施設から保育内容や重要事項の説明、お預かりするお子様の健康面や日常での生活の状況、保護者の就労状況などについて情報を共有し、安心してお預けしていただくことを目的としております。

入所施設から個別に連絡がありますので、ご連絡をお待ちください。

8 その他注意事項

（１）入所中に必要な手続きについて

法令により毎年、現況の確認が必要なため、継続して保育施設の利用を希望する場合、現況届の提出が必要です。

また、保育所等に入所が決定した後、当初申請した状況から変更（住所、電話番号、結婚や出産等による世帯構成、離職や妊娠等保育を必要とする理由）が生じた場合は、速やかに変更の手続きが必要です。

特に、保育を必要とする理由の変更については、**正当な理由が無く変更の手続きを怠った場合、退所となる可能性があります**ので、必ずご連絡をお願いします。

（２）退所について

上記（１）に記載のとおり、正当な理由が無く変更申請を怠った場合は、退所となる可能性があります。

また、1 か月以上継続的に登園が無かった場合も、原則として退所となります。

家庭の都合などにより退所することになった際は、「退所届」を通っている園に退所予定日の2 週間前までにご提出ください。大村市外の保育施設に通っている場合は、大村市こどもセンターにご提出ください。

（３）施設選びについて

保護者やお子様にとって施設選びは重要です。申請に当たり、**事前に入所を希望する施設の見学を必ずお願いします。**

特にアレルギーや健康状態などで日常的に配慮が必要な場合は、施設が対応できることをご確認の上、希望先として選択してください。（事前に施設への見学・相談等を行わず、選考により入所が決まった場合、受入不可（入所取消）となる場合があります。）

大村市こどもセンター内に保育コンシェルジュを配置しており、希望に沿った保育施設（幼稚園等を含む）や保育サービスについて提案を行っています。事前にご予約いただくと、より相談しやすいので、大村市こどもセンターへご連絡ください。また、詳細な保育施設ガイドブックもございますので、施設選びの参考にご活用ください。

（４）入所に関する証明書について

公的な手続き（育児休業の延長など）の際に添付する書類が必要な場合は、大村市こどもセンターへご連絡ください。

（５）家庭保育のお願いについて

現在大村市では、保育のニーズが高く、保育士が不足しています。そのため、保護者の仕事がお休みの日などご家庭で保育ができる場合は、家庭保育のご協力をお願いしています^{（※）}。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。

※お休みされた場合の保育料等の還付はありませんのでご了承ください。

入所に関するお問合せは、大村市こどもセンターまで

〒856-0832 大村市本町 413-2

T E L : 0957-54-9100 F A X : 0957-54-9174

開庁日：月曜日～金曜日（祝日除く。） 開庁時間：8 時 30 分～17 時 15 分

